

運営規程（例）

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の追加項目について

地域生活支援拠点等に該当する場合は次の記載例を参考に運営規定に項目を追加してください。

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所） 第●●条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。 （１） 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他の必要な支援を行う機能。 （２） 緊急時の受入・対応 介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。（居宅介護事業所等における緊急時の対応、短期入所事業所による緊急時の受入対応等） （３） 体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。 （４） 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。（喀痰吸引等研修、強度行動障害支援者養成研修、同行援護従事者養成研修、移動支援従事者養成研修の受講等） （５） 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。（高槻市自立支援協議会への参画等）	※「●●」⇒（その他運営に関する重要事項）の次条とする。 ※（１）から（５）の役割は例であり、地域生活支援拠点等の整備・事業ごとに実情に応じて、実際に担う機能を記載する。

注１） 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業所の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容をご理解いただいた上で作成をお願いいたします。

注２） 福祉相談支援課にて、地域生活支援拠点等として高槻障がい福祉サポートネットワーク協力機関の登録が必要です。登録の上、運営規程変更後10日以内に次の5点の書類を福祉指導課にご提出ください。

指定障がい福祉サービス事業者等変更届（様式第3号）、運営規程、高槻障がい福祉サポートネットワーク協力機関登録決定通知書、障がい福祉サービス事業者等変更届（様式第13号）、給付費算定に係る届出書兼体制等状況一覧表（※）

※体制等状況一覧表について、「地域生活支援拠点等」が「該当」となります。適用開始日は、書類の提出が毎月15日以前になされた場合には翌月1日、16日以降になされた場合には翌々月1日としてください。